

交通事故防止情報

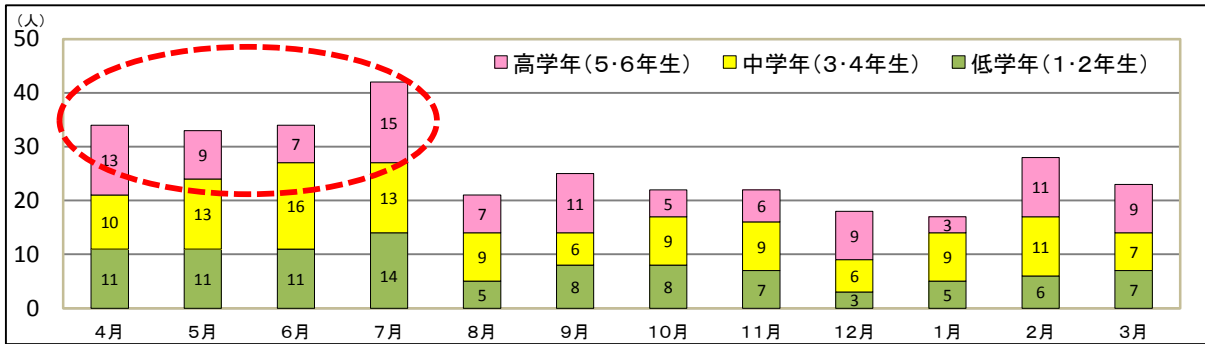
平成30年2月15日
三重県警察

小学生の交通事故の特徴（自転車編）

小学生の自転車乗用中の交通事故状況（三重県内・H25～29年）

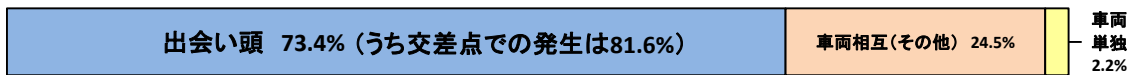
● 月別死傷者数の推移

- ・ 新学期が始まる**4月から**夏休みが始まる**7月までの間に多く発生**しています。



● 事故類型別

交差点での出会い頭事故が**7割以上**を占めます。



● 自宅からの距離別

5割以上が自宅から500メートル以内の身近な道路で交通事故に遭っています。



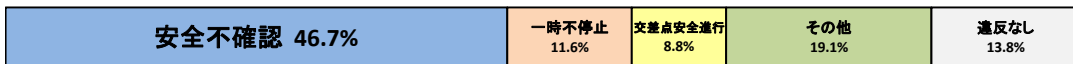
● ヘルメット着用の有無別

事故に遭った時に頭部を守るヘルメットですが、**約6割が非着用**です。



● 法令違反別

違反ありが約9割、そのうちの**5割以上が安全不確認**です。



【保護者の皆さんへ】

「自転車安全利用五則」を守り、大人が手本となって交通ルールを教えましょう。

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

※13歳未満の子供は、普通自転車を運転する場合、歩道を通ることができます。ただし、歩道を通るときは、歩行者優先です！

- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用



ヘルメット非着用時の致死率は、着用時に比べて
約3.3倍高なります！
子供の安全のためにヘルメットをかぶらせるようにしましょう！

※自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。